第２回　納税環境整備小委員会　議事要旨

日時：平成 22 年 3 月 18 日（金）17 時 15 分～

場所：財務省内　第三特別会議室（4F）

出席委員：三木座長、関口委員、辻山委員、中里委員、
上西特別委員、占部特別委員、志賀特別委員
（税制調査会の峰崎財務副大臣（納税環境整備 PT 座長）、小川総務政務官が出席）

議題：ヒアリング①（日本税理士会連合会）

議事内容：

〇日本税理士会連合会（宮田義見　専務理事、小林健彦　総合企画室委員）から、提出された資料に沿って説明があり、その後、質疑が行われた。

〇委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

・税理士法には税理士に対する調査の事前通知の規定があるが、この事前通知は、もともと納税者に事前通知がなされることを前提としたものか、それとも税理士の固有の権利として通知を受ける資格があるということか。
・税務調査の事前通知の対象となる者は、適正申告が推認される者であると理解すべきではないか。
・更正の請求期間については、何年とすべきと考えるか。また、更正の請求期間と、課税庁の更正期間、帳簿等保存期間との関係についてどう考えるか。
・特別の更正の請求の期間については、どう考えているか。その他問題の事例はないか。
・憲法・行政手続法の要請からすれば、全ての課税処分に対し理由付記を行うべきではないか。
・理由付記は青色申告の特典か。理由付記を行う課税処分の範囲を拡大するにしても、本来は、全ての事業者に記帳等義務があることが前提として要請されるのではないか。
・また、中小事業者の記帳の事務負担や、理由付記に係る課税庁の事務負担にも配慮すべきではないか。
・記帳とは必ずしも関係のない相続税等の課税処分についても理由付記を行う必要はないか。
・修正申告の勧奨などについても行政手続法の適用を認めるべきではないか。
・現行の審判所は国税出身者が多く、外から見ると判断の中立性の点で疑念も出されているところだが、実務上、審理の公正性は確保されていると考えているか。
・税理士が審判官に就任するに当たり、障害となっている点は何か。税理士会としてバックアップはしているか。

〇次回は、3 月 25 日（木）17 時 15 分より、日本弁護士連合会、日本労働組合総連合会からヒアリングを実施することとされた。

以上